

平成30年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

記入例

平成30年 1 月 1 日 笠松町長 殿		整理番号	例									
住所	〒501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地	フリガナ	カサマツ カサマルクン									
		氏名	笠松 かさまるくん (笠松)									
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
電話番号 (日中連絡先)	058-388-1111	性別	男・女									
電話番号 (日中連絡先)	058-388-1111	生年月日	明・大 昭・平		21年		8月		15日			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した「かさまつ応援寄附金」について、寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) 翌年の平成31年1月1日までの間に上記に記載した内容に変更があった場合、平成31年1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

1. 笠松町に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成30年 1 月 1 日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、下記の①～③すべてに該当する場合のみ行うことができます。

①～③に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

(注) 当該申請を行った後に、下記のいずれかの事項に該当しないことが判明した場合、申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告書又は市町村民税・道府県民税申告書を提出してください。

① 所得税の確定申告書を提出する義務がないと見込まれる方	<input checked="" type="checkbox"/>
② 寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税申告書の提出をする必要がないと見込まれる方	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 笠松町を含め、申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体数が5団体以下であると見込まれる方	<input checked="" type="checkbox"/>

※ ①又は②に該当するか不明な方は、別紙を参照してください。

※ ③の地方団体数が5を超えると、申告の特例の適用は受けられません。

(切り取らないでください。)

記入例

平成30年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

住所	501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地	笠松町へ郵送されたものを 確認後、受付日を押印し、 申請の【控】として返送します
氏名	笠松 かさまるくん 様	
受付団体名		笠松町

寄附金税額控除(課税内容)に関する問い合わせ先

笠松町 総務部 税務課
電話 058-388-1112(税務課直通)

申告特例申請書の提出先

笠松町 企画環境経済部 企画課
〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
電話 058-388-1113(企画課直通)